

大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金交付要綱

(趣 旨)

- 第1条 府は、大阪府内に所在する私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育条件の維持向上及び幼稚園に在園する幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、予算の定めるところにより、大阪府私立幼稚園経常費補助金の交付を受けない幼稚園（ただし、子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）第二十七条第一項に定める特定教育・保育施設を除く。）の設置者（以下「設置者」という。）に対し、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助対象経費)

- 第2条 補助金の交付の対象となる経費は、設置者が当該幼稚園の教育研究の充実を図るための事業に係る学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に定める教育研究経費とする。ただし、大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金及び大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金に係る経費は除く。

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は定額とし、毎年度別に定める基準により算出した額以内とする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。
- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
 - (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- 2 前項の補助金交付申請書は、毎年度教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

- 第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当しなければならない。
 - (2) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠した資金収支計算書等を作成し、毎年度別に指定する日までに教育長に提出しなければならない。
 - (3) 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
 - (4) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

- 第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の不交付等）

- 第7条 教育長は、幼稚園の管理運営が適正を欠き、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

（補助金の交付）

- 第8条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、毎年度別に定めるところにより、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする設置者は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日以後、速やかに補助金（概算払）交付請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第9条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第4号）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに教育長に提出することにより行わなければならない。ただし補助事業を廃止したときは、廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

(細則の制定)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。